

令和 6 年増殖呈示量について

【案】

- ・前回の見直しから2年が経過
- ・漁業権切替により、漁場範囲等大きく変動

切替に伴う
見直しが必要

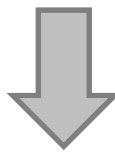
しかし、各漁協、令和6年放流用種苗は発注済み

- ・令和6年増殖呈示量は例年どおり見直し
- ・令和7年増殖呈示量は切替に伴う影響も考慮して見直し

令和6年増殖呈示量決定までの流れ

過去の呈示量の考え方を踏襲し、
免許申請時に提出された各漁協の増殖計画をもとに決定

第3回～5回の漁場管理委員会で検討



第5回の漁場管理委員会で決定



令和6年3月に各漁業協同組合に呈示

令和6年増殖呈示量について

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和6年は増殖呈示量の見直し時期にあたるため、令和6年3月に各漁業協同組合に提示する前に、内水面漁場管理委員会で熟慮した上で決定したい。

2 呈示量の計算

令和4年及び令和5年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。なお、呈示量を満たしていないものについては、呈示した2倍量を放流したものととして呈示量を算出することとする。また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、2年ごとに呈示量を見直しているが、漁業権の切替があったことから令和7年度にもう一度見直しを行う。

3 呈示量の未達成の取扱い

呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

なお、親魚放流を行う場合は、雌親魚1尾の損失が増殖効果を著しく低下させることから、水産試験場の技術指導を必ず受けること。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けること。また、人工産卵床造成後も管理を継続して行い、造成場所や産卵行動の有無等の記録を必ず残すこと。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重 20g 未満）と成魚（魚体重 20g 以上）の放流を増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・ヤマメの親魚放流用に親魚（kg）を放流した場合については、成魚（kg）と同様に以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{親魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・ヤマメ、イワナを発眼卵で放流した場合については以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{発眼卵 (10 粒)} = \text{稚魚 (1 尾)}$$

- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により換算する。

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = \text{1 か所}$$

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請するため、呈示は行わない
- ・増殖を希望する場合は、人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成について技術指導することが可能だが、呈示量としては示さない

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

$$\text{人工産卵床 (1 m}^2\text{)} = \text{重量 (1.9kg)}$$

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{か所}$$

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

$$\text{人工産卵床 (4 m}^2\text{)} = 1 \text{か所}$$

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流

ウ 考え方

- ・卵数(粒)で呈示を行う
- ・筒型ふ化器を用いた方法は、従来のシュロ枠を用いた方法に比べてふ化率が大幅に高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになっている(筒型ふ化器: 87.3%、シュロ枠: 14.6%)
- ・研究成果を踏まえ、筒型ふ化器を用いてふ化がほぼ確実に行われた場合については、放流量の6倍の卵が放流されたものと換算する

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(か所)で呈示を行う

人工産卵床(10個) = 1か所

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

6 漁場別の呈示量

旧共第2号漁場

- ・令和5年9月1日の漁業権切替により、旧共第2号漁場に係る吾妻川の一部は共第4号漁場に統合された
- ・旧共第2号漁場における吾妻漁協の放流実績は共第4号漁場の実績として扱い、呈示量を算出する

旧共第9号漁場

- ・旧共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に漁業権が免許されていたが、令和5年9月1日の漁業権切替により、両毛漁協に単独免許された
- ・共第9号漁場の呈示量は、両毛漁協の放流実績から呈示量を算出する

旧共第16号漁場

- ・ 令和5年9月1日の漁業権切替により、共第5号漁場に統合された
- ・ 旧共第16号漁場の放流実績は共第5号漁場の実績として扱い、呈示量を算出する

令和6年増殖呈示量

魚種 漁業 協同組合	アユ 稚魚(尾)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ (kg)	ナマス (kg)
利根 1号	1,750	268,063	240,813			40	2	2	10		1,750	1		
利根 15号		産卵床造成 1箇所												
阪東 2号	119	66,250				1	1	1	1					
群馬 3号	75	282,938				3	1	1	1	2				1
東毛 3号	75	28,475				18	1	1	1	1				1
東毛 8号	5	150				10	1	1	1					
吾妻 4号	163	77,500	19,000			5	1	1	1					
上州 5号	1,351	743,375	18,750	3,500 (大塩貯水池)		255	1	1	10	5	500			
烏川 5号	105	18,750				20	1	1	3	13				
南甘 6号	1,750	276,875	2,500				1		5			1		
上野村 6号	1,263	913,594	286,406				1		5			1		
神流川 7号	25	180,656				512	1	1			15,000			
両毛 9号	75	315,250	9,094			10	1	1	1		200			
両毛 10号	75	75,000	2,825			5	1	1	1		6,300	1		
邑楽 11号						775			5					8
近藤沼 12号						475			3		200			
日向 13号						500			5					
城沼 14号						75			3				5	
赤城大沼 16号						120	1				28,300			
榛名湖 17号				1,500		3					16,500			
合計	6,831	3,246,875	579,188	5,000		2,825	10	7	53	20	68,750	4	5	9

令和6年増殖計画(各漁協からの報告)

魚種	アユ 稚魚(kg)	ヤマメ 稚魚(尾)	イワナ 稚魚(尾)	マス 稚魚(尾)	コイ	フナ (kg)	ウグイ 産卵場 造成 (箇所)	オイカワ 産卵場 造成 (箇所)	ウナギ (kg)	ドジョウ (kg)	ワカサギ 卵(万粒)	カジカ 産卵場 造成 (箇所)	モツゴ・クチボソ (kg)	ナマズ (kg)
漁業 協同組合														
利根 1号	2,400	510,000	490,000	525,000		40	3	3	30		3,000	2		
利根 15号		産卵床造成2箇所												
阪東 2号	170	72,500		262,500		1	1	1	1					
群馬 3号	150	585,000		825,000		3	1	1	3	5				2
東毛 3号	150	56,950				40	1	1	1	1				1
東毛 8号	10	300				30	1	1	1					
吾妻 4号	300	192,500	40,000	1,005,000		9	2	1	2					
上州 5号	2,200	1,427,500	37,500	1,897,500 (内大嵐貯水池) 7,500		400	1	1	20	10	1,000			
烏川 5号	210	37,500				30	1	1	6	20				
南甘 6号	3,650	535,000	5,000	45,000			1		10			1		
上野村 6号	2,600	1,693,000	862,500	750,000			1		10			1		
神流川 7号	50	122,500		112,500		1,000	1	1			42,000			
両毛 9号	150	641,250	16,688			20	1	1	1		400	1		
両毛 10号	150	150,000	7,500	855,000		10	1	1	2		9,600	1		
邑楽 11号						1,000			10					10
近藤沼 12号						1,000			5		400			
日向 13号						1,000			10					
城沼 14号						150			7				15	
赤城大沼 16号						300	1				67,000			
榛名湖 17号				3,000		20					36,000			
合計	12,190	6,024,000	1,459,188	6,048,000		5,053	17	13	119	36	159,400	6	15	13

・灰色のセル: 令和6年増殖呈示量未達成

・斜線: 増殖呈示のない魚種

